

## ユネスコ・生命倫理コア・カリキュラム、2011 『利益と害についてのケースブック』2

### ケーススタディー2-10

翻訳 伊東美佐江

Bは双胎が双胎児間輸血症候群であることがわかったとき、双胎妊娠の24週3日であった。素人のことばで、双胎は同じ胎盤を共有し、血液は一方から他方に輸血している、そして、一方の胎児は他方より羊膜のなかでより多くの液体を有す。双胎の一方は羊水過多症を持ち、つまり、胎児を包む膜の中で多すぎる羊水で満たされているが、他方は「動けない」双胎児と表現されるように、重症な羊水過少症を持っている、すなわち、標準的な羊水量より少ないのである。

F医師は、一方のそのような双胎児が死亡した場合、他方の双胎児の周産期死亡は30%–70%の可能性であることを文献が示していることを説明した。しかし、一方の児に対する人工流産が首尾よく行われれば、他方の双胎児の死亡は全く報告されていない。それゆえ、F医師は、動けない双胎児の選択的人工流産を勧めた。もし、その「動けない」双胎児の状態が悪化し、手術が実行されるのが少しでも遅れるならば、他方の双胎児の周産期死亡が70%にまで見込みが高まるだろう。

F医師は、もし無治療のままならば、周産期死亡の可能性は、つまり出産前か出産後間もなくおこる死亡は、ほぼ100%であると言った。明確な事実、すなわち、「動けない」双胎児が死亡する可能性は胎児が生きて産まれる可能性より高いことであった。そして、医師がその状況を改善するために行うことができることは何もなかった。「動けない」双胎児が、重症な身体的に精神的に障害があるけれども、生きて産まれる可能性はわずかであった。

地方の法律によると、誠実に女性の生命を助ける目的のために2人の開業医によって認可された医学的な妊娠中絶事例以外は、中絶は犯罪的な法律違反であること、は指摘すべきであろう。本事例には、この除外規定は当てはまらない。

### 医師は、他方の双胎児の安全な誕生を保証するために「動けない」双胎児の選択的人工流産を実行すべきか。

ここに、すべてではないが複数の考えられ得る解決法がある。これを他の解決案と共に議論しなさい。倫理的な論点を明確にして、あなたに最も当てはまる解決策をその理由とともに定めなさい。

**YES** もし、選択的人工流産が実行されなければ、両方の双胎児が死亡する可能性は高い。それゆえ、医師は彼らのひとつを助けるために努力しなければならない。

**NO** 中絶は本事例では許されない。さらに、医学スタッフはどちらの命が生きる価値があるのかないのかに関する決定を下すべきではない。「動けない」双胎児は生きる可能性があるから、たとえその可能性が低いとしても、医学スタッフはその可能性を児に与えるべきである。

## 本ケースについてのノート

### 判決

本事例は、その国の法廷で審議された。法廷は、見込みをすべて考量すると、死亡の可能性は胎児が生きて産まれる可能性より高いと結論づけた。もし一方の児に対して人工流産が首尾よく行われた場合、他方の双胎児の胎児死亡の医学的証明は何も報告されていないのに対して、一方に中絶が実行されないかぎり、他方の双胎児の死亡の可能性は約 30%から 70%である。

もし、現時点で胎児たちが娩出されれば、死亡の可能性は 90%までになる。もし、何もされないと、母親が分娩に入り、胎児の出産時死亡の可能性はまた 90%である。

B と彼女の夫は、勧められた手術に同意した。可能な限り早く手術が行われることが、両親と双胎児のひとりの最善の利益である。

### ディスカッション

2 名の胎児を扱うことが彼らの状況に関する疑問を提起する。ある人々は胎児をひと (person) と考えないが、他の人々はそう考える。胎児は「ひと」ではなく何の尊厳も持たないので、前者にとって選択的に中絶を行うことは全く倫理的であるかもしれない。胎児をひととして考える者にとって、処置を行わないことによってほとんど確実に他方の「強い」胎児の死を導くであろうから、尊厳を持って生きるその胎児の権利をひそかに傷つけているとも言うことができる。もう一方の「動けない」胎児は、ほとんどたぶん出産前かもしくは出産後間もなく死亡するであろうから、その権利を主張することはできないかも知れない。ない。

通常的生活を営む能力は、「強い」胎児にのみ、選択肢となるが、しかし、この選択肢も「動けない」胎児が彼と共にいる限り脅かされている。そのうえ、処置を差し控えることは両方の死亡を引き起すであろうし、ほとんど起こらないかもしれないが、両方とも乏しい QOL で生きるかもしれない。我々が尊厳を持って生きる「強い」胎児の権利、もしくは「動けない」胎児の単に生きるという権利を否定する。それは、誰の権利がより重要であるのかという問いである。より強い双胎児はより重きが置かれる、そして統計的に可能性の高い権利を失うことになるので、人工流産に行い「動けない」双胎児の死亡を確実にする決断は正当化される。言い換えると、それぞれの双胎児に対する潜在的な害と利益の比較によって、この差別待遇は明らかに正当化される。

我々が取り扱わなければならないもう一つの区別は、殺すことと死亡に至らしめることとの間の区別である。あるものは二者間の相違とみるけれども、他の者はみない。二者間にどのような相違としない人々は、一人の胎児の中絶に賛同しないであろう。しかしながら、彼らの間に相違があると信じている人々は、医師が単に動けない胎児を死に至らしめているという点で、人工流産に賛同するであろう。